

● 交付申請時提出書類一覧表（国立公園宿舎施設の省CO2改修支援事業）

当協会の担当者から修正や追加等を指示された資料がある場合は、必ず提出してください。

	提出書類	交付申請書時における提出の可否	備考	申請者	SERA
1	応募申請書（様式1）	必須	代表申請者が記載すること		
2	実施計画書（別紙1-7）	必須			
3	別添必要書類	直近2カ年の二酸化炭素排出量（定期報告）	応募申請時から変更のない場合は省略可	省エネ法定定期報告対象者（補助対象となる建物のデータ）	
4		エネルギー供給会社発行の証明書	応募申請時から変更のない場合は省略可	補助対象となる建物もしくは補助対象設備全体が含まれる計量範囲	
5		補助事業者向けハード対策事業計算ファイル	応募申請時から変更のない場合は省略可	環境省ホームページより必要ファイルをダウンロード <a href="http://www.env.go.jp/earth/ondanka/biz_local/gbhojo.html">http://www.env.go.jp/earth/ondanka/biz_local/gbhojo.html</a>	
6		省CO2排出量集計表	応募申請時から変更のない場合は省略可	（Excelファイル）SERAホームページよりダウンロード	
7		その他計算にあたっての根拠資料	応募申請時から変更のない場合は省略可	照明、空調、給湯等の補助対象とする設備ごとの更新前後の消費エネルギー計算資料	
8		ランニングコスト計算書	応募申請時から変更のない場合は省略可		
9		工程表	応募申請時から変更のない場合は省略可		
9		インバウンド改修関係	応募申請時から変更のない場合は省略可	インバウンド改修等入力シート インバウンド改修等写真台帳（既に実施済みのもの）	
10		経費内訳（別紙2-7-1、別紙2-7-2）	必須		
11	参考見積書	応募申請時から変更のない場合は省略可	見積書又は設計書 ・撤去費等補助対象外経費も含まれていること ・一式表記は行わないこと		
12	根拠資料	見積書の根拠資料（材料費）	応募申請時から変更のない場合は省略可	材料費の単価は、建設物価（建設物価調査会編）、積算資料（経済調査会編）、定価の順位で単価を確認し、掲載されていない費目は見積単価とする。また、国土交通省監修の「公共建築工事共通費積算基準」（土木、建築、機械、電気通信）を参考とし、材料費・労務費込の複合単価を計上することも可とする。 該当部分をマークすること	
13		見積書の根拠資料（労務費）	応募申請時から変更のない場合は省略可	「公共工事設計労務単価表」の掲載部分の写し。該当部分をマークすること	
14		見積書の根拠資料（諸経費）	応募申請時から変更のない場合は省略可	「公共建築工事共通費積算基準」の掲載部分の写し。該当部分をマークすること	
15	交付要件等確認書（別紙4）	応募申請時から変更のない場合は省略可	（別紙3は提出不要）		
16	企業概要	応募申請時から変更のない場合は省略可	企業パンフレット等。共同申請者も提出すること。		
17	定款又は寄付行為	応募申請時から変更のない場合は省略可	共同申請者も提出すること		
18	申請年度予算書（抄本）の写し	応募申請時から変更のない場合は省略可	自治体のみ。書式はSERAまでお問い合わせください		
19	事業者登記簿	応募申請時から変更のない場合は省略可	3カ月以内に発行された履歴事項全部証明書。共同申請者も提出すること		
20	建物登記簿	応募申請時から変更のない場合は省略可	3カ月以内に発行されたもの。		
21	経理状況説明書（2カ年分）	応募申請時から変更のない場合は省略可	・貸借対照表（共同申請者も提出すること） ・損益計算書（共同申請者も提出すること）		
22	法に基づく事業者である証明	応募申請時から変更のない場合は省略可	・自然公園法に基づき宿舎事業を執行するものであることを証明する書類（環境省の発行する指令書等）		
			以下更新前と更新後設備で設備図面（A3以上）がそれぞれ必要		

	提出書類	交付申請書時における提出の要否	備考	申請者	SERA
23	更新前後の設備状況がわかる書類	応募申請時から変更のない場合は省略可	<ul style="list-style-type: none"> <li>・システム図（系統図）（補助対象は赤線で図示すること）</li> <li>・配置図（平面図）（補助対象にする配管・配線等も図示すること）。（電源設備、分電盤等を補助対象にする場合は、単線結線図を添付し補助対象外に接続されていないことを示すこと）</li> <li>・仕様書（補助対象設備ごとに必要）</li> <li>・カタログの該当ページ</li> <li>・機器表（更新前後の設備の型番、能力、消費電力等をまとめたもの。図面とひも付けすること）</li> <li>・導入設備が補助要件である省エネ基準を満たすことを示す書類（仕様書やカタログにマーキング等）</li> </ul>		
24	リース関係（ESCO）	（リース等の場合） 応募申請時から変更のない場合は省略可	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リース契約書（案）</li> <li>・リース計算書（補助金あり、なしの比較があること）</li> <li>・法定耐用年数まで当該建物で使用することを証す書類（契約書の特記事項でも可）</li> </ul>		
25	図面等	応募申請時から変更のない場合は省略可	<ul style="list-style-type: none"> <li>・位置図、平面図（設備図面で兼用可）</li> <li>・建物配置図（複数棟での申請の場合）</li> </ul>		
26	その他（利益排除）	（自社調達の場合） 応募申請時から変更のない場合は省略可	自社調達時の利益排除に係る関係資料及び計算書等		
27	その他（関連会社発注時等の利益相反に係る取締役会等の決議書	（該当する場合） 応募申請時から変更のない場合は省略可	同一代表者の関連会社等へ発注する場合など、利益相反に対応するための取締役会等の決議書		
28	CD-R	必須	原則として提出ファイル全てを電子データで提出すること		